船橋市フッ化物洗口事業実施要領

(目的)

第1条 フッ化物洗口事業を集団で実施することは、子どもたちにとって簡便で、むし歯予防効果は非常に高く、家庭の状況に左右されることなく継続が可能で、地域の子ども全員がむし歯予防の恩恵を受けられることから、船橋市の小学校で実施するものとする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、船橋市及び船橋市教育委員会とする。 (協力機関)

- 第3条 協力機関は、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、船橋市立小学校(以下「学校」という)の校医である歯科医師(以下「歯科医師」という)、船橋薬剤師会の会員薬局(以下「薬局」という)とする。
- 2 前条に掲げる者のほか、市長が必要と判断した者。 (対象者)
- 第4条 学校に在籍している洗口動作が充分にできる全学年の児童で、かつ、 保護者の承諾のある者とする。

(関係機関との連携)

- 第5条 市長は、事業の実施に当たり、学校の関係者に事業の趣旨を周知し、 理解と協力を求め、連携を充分に図るものとする。
- 2 学校は、この事業の趣旨を理解し、積極的に取り組むよう努めるものとする。

(実施方法)

- 第6条 本事業は、学校において集団的、継続的かつ計画的に行うものとする。
- 2 洗口液の調製等は歯科医師の指示書に基づき、薬局が行うものとする。
- 3 実施の手順については、「フッ化物洗口マニュアル」(千葉県及び千葉県歯 科医師会策定)に基づき行うものとする。
- 4 保護者の承諾のない者又は洗口動作が不十分な者に対しては、フッ化物洗口液の代わりに真水を用いて洗口をさせる等の配慮を行うものとする。
- 5 市は、必要に応じ第3条に定める機関の協力を得て、学校関係者、保護者、 市民を対象に、本事業の理解と推進を図るため、講演会、説明会及び研修会 を開催する。

(庶務)

第7条 事業の庶務は、地域保健課において行う。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、本事業に係る必要な事項は、歯・口腔

- の健康推進協議会に諮って定める。
- 2 前条に挙げるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附則

- この要領は、平成26年 6月1日から施行する。
- この要領は、平成27年10月1日から施行する。
- この要領は、平成29年 4月1日から施行する。
- この要領は、平成29年 4月1日から施行する。
- この要領は、令和 5年 4月1日から施行する。